

○コンプライアンス要綱

(平成24年11月1日制定)

改正 令和7年2月20日

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「協会」という。）のコンプライアンスに係る体制の構築及び推進のために必要な事項を定め、もって協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 法令等とは、法令及び協会諸規定をいう。
- (2) コンプライアンスとは、法令等の遵守をいう。

(役職員の責務)

第3条 常勤役員及び職員（協会就業規程第2条及び非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程第2条に定める職員並びに派遣職員をいう。）は、協会の使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等及び別に定めるコンプライアガイドラインを遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。

(体制)

第4条 協会におけるコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関する事項について検討、審議等を行うため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 課長、園長、館長、場長は、コンプライアンス推進者として、所属におけるコンプライアンスを推進する。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について検討、審議する。

- (1) コンプライアンスに関する体制、ガイドライン等の策定及び改定。
- (2) コンプライアンスに関する違反の通報があった場合の調査、再発防止策及び記録の作成。
- (3) その他、コンプライアンスに関する体制及び推進等について必要な事項。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は理事長をもって充てる。
- 3 副委員長は専務理事をもって充てる。
- 4 委員は事務局長、参事、総務企画課長をもって充てる。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて顧問弁護士に同席を求め、法的な見解を求めることができる。

(委員会の成立要件)

第8条 委員会は委員長を含めた委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員会の決議)

第9条 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は総務企画課に置く。

- 2 事務局はコンプライアンスに関する教育・研修を行う。

(相談・通報)

第11条 コンプライアンスに関する相談・通報の窓口は、事務局とする。

- 2 相談・通報の対応、調査及び調査後の措置については、その内容に応じ、他の諸規程において別の定めをしているときは当該諸規程に従う。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。